



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年2月1日金曜日 第1934号

◇ 目 次 ◇

自衛官の追加募集.....47
 自衛官の採用試験.....47
 救急診療所の協力申出.....47
 保安林の皆伐面積の限度の公表.....48
 森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....49
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(2件).....50
 土砂災害警戒区域の指定(2件).....54
 道路の供用開始(県道新居浜別子山線).....54
 道路の区域変更(県道河中平井停車場線).....54
 道路の供用開始(").....55
 道路の供用開始(県道辰巳伊予和気停車場線).....55
 道路の区域変更(一般国道378号).....55
 道路の区域変更(県道内子河辺野村線外).....55
 道路の供用開始(県道内子河辺野村線).....55
 道路の供用開始(県道長浜保内線).....56
 道路の区域変更(一般国道441号).....56
 道路の区域変更(県道網代鳥越線).....56
 道路の供用開始(").....56
 道路の区域変更(県道高茂岬船越線).....57
 道路の供用開始(").....57
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....57

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....57

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....58

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定.....59

公営企業公告

感染性廃棄物処分業務の委託.....59
 清掃業務の委託.....60
 重油の購入.....61

雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示.....62

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第101号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成20年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 男子(平成19年度3・4月採用分(追加募集))
 平成20年2月12日(火)から
 2月22日(金)まで

○愛媛県告示第102号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成20年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成20年2月24日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第103号

次の診療所は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急診療所である。

平成20年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西本医院	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	医療法人社団 マリナ会	平成23年1月18日まで

○愛媛県告示第104号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成20年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	580.23	四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。)、四国中央市新宮町、新居浜市(別子山に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	21.06	
金 生 川 ~ 加 茂 川	水 源 かん 養 保 安 林	380.74	新居浜市(別子山を除く。)、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。))に限る。)、四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。)、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	826.04	
中 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	208.36	西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。))を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部を除く。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	261.75	
今 治 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	59.44	今治市(吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。)、松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	353.15	
重 信 川	水 源 かん 養 保 安 林	263.56	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、伊予市(中山町、双海町を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	624.93	
小 田 川	水 源 かん 養 保 安 林	20.72	喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川(一部を除く。))に限る。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。)、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	67.78	
肱 川	水 源 かん 養 保 安 林	696.52	大洲市、喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。)、西予市宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部を除く。)、野村町(大野ヶ原の一部を除く。)、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	84.73	
八 幡 浜 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	14.52	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	49.80	
宇 和 島 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	611.92	宇和島市(三間町及び野川の一部を除く。)、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	119.94	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	17.90	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.78	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)
上 浦 大 三 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	1.26	松山市(中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。)
四 万 十 川	水 源 かん 養 保 安 林	551.76	宇和島市(三間町及び野川の一部に限る。)、北宇和郡鬼北町、松野町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	37.46	
仁 淀 川 上 流	水 源 かん 養 保 安 林	980.69	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大野ヶ原の一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.20	

東 予	干 害 防 備 保 安 林	13.08	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）、新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。）
中 予	干 害 防 備 保 安 林	4.14	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
南 予	干 害 防 備 保 安 林	17.24	八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）
東 予	保 健 保 安 林	17.94	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）
今 治 地 区	保 健 保 安 林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、今治市玉川町、波方町
中 予	保 健 保 安 林	13.84	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、鏡、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）、上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八 幡 浜 ~ 肱 川	保 健 保 安 林	21.12	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇 和 島 ~ 四 万 十 川	保 健 保 安 林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓 削 地 区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県第105号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、改正後の森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱第2条第1号の規定は、同日以後に資格審査の申請をする者について適用し、同日前に資格審査の申請をした者については、なお従前の例による。

平成20年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（資格）</p> <p>第2条 競争入札等に参加することができる者は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により知事の認定を受けた者であって、次に掲げる項目について知事の審査を受け適格と認められたものとする。</p> <p>(1) 事業者（法人にあつては、代表者）及び常時使用する従業員のうち、次の表に掲げる職名ごとにそれぞれ同表に掲げる要件</p>	<p>（資格）</p> <p>第2条 競争入札等に参加することができる者は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により知事の認定を受けた者であって、次に掲げる項目について知事の審査を受け適格と認められたものとする。</p> <p>(1) 事業者（法人にあつては、代表者）及び常時使用する従業員のうち、次の表の左欄に掲げる要件を満たす者の人数が同表の</p>

を満たす者の人数が同表に定める人数以上であること。

右欄 _____ に定める人数以上であること。

省略

省略

(2)～(6) 省略

(2)～(6) 省略

第2条第1号の表を次のように改める。

職名	職 務	要 件	人数
1 現場代理人	現場代理人は、工事現場に常駐し、請負者の代理人として工事現場の取締りを行うほか、工事の施工及び契約に関する事務（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、請負契約の解除その他契約において定める事項に係るものを除く。）を処理する。	次の1又は2のいずれかに該当すること。 1 県が実施する林業技術研修の基礎教育コース又はこれと同程度以上の研修を修了し、かつ、3年以上森林整備工事の実務に従事した経験を有すること。 2 5年以上森林整備工事の実務に従事した経験を有すること。	1人
2 主任技術者	主任技術者は、工事現場における森林整備工事を適正に実施するため、当該森林整備工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該森林整備工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う。	次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、測量士若しくは測量士補の資格又は5年以上測量関係業務に従事した経験を有すること。 1 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格したこと若しくは同項の資格を有すること又は森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格したこと。 2 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第9条に規定する学歴を有し、かつ、3年以上森林整備工事の実務に従事した経験を有すること。 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業し、県が実施する林業技術研修の基礎教育コース若しくはこれと同程度以上の研修を修了し、又は一級土木施工管理技士若しくは二級土木施工管理技士（土木）の資格を有し、かつ、5年以上森林整備工事の実務に従事した経験を有すること。	1人
3 林業労働者	林業労働者は、工事現場における森林整備工事の安全かつ適正な施工に従事する。	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号及び第8号の2に掲げる伐木等の業務に係るものに限る。）及び刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育について（平成12年2月16日付け労働省労働基準局長通知）に規定する刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育又はこれらの教育と同程度以上の教育を受け、かつ、1年以上森林整備工事の実務に従事した経験を有すること。	6人

様式第1号中

主任技術者	を	現場代理人
その他		主任技術者
事務職員		林業労働者
常用労働者		その他

に改める。

○愛媛県告示第106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成20年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野川A (203-I-2011(1))	宇和島市野川(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	野川A (203-I-2011(1))	宇和島市野川(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野川B (203-I-2012(1))	宇和島市野川(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	野川B (203-I-2012(1))	宇和島市野川(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

御別当 (203 - I - 21 14(1))	宇和島市 蔭淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	御別当 (203 - I - 21 14(1))	宇和島市 蔭淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	上横 (D) (486 - II - 11 0(1))	宇和島市 津島 町下畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	上横 (D) (486 - II - 11 0(1))	宇和島市 津島 町下畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
本九島 A (203 - I - 21 30(1))	宇和島市 本九島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	本九島 A (203 - I - 21 30(1))	宇和島市 本九島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	上横 (G) (486 - II - 11 3(1))	宇和島市 津島 町下畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	上横 (G) (486 - II - 11 3(1))	宇和島市 津島 町下畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
野川12 - 3 (203 - II - 72 (1))	宇和島市 野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	野川12 - 3 (203 - II - 72 (1))	宇和島市 野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	東組 (A) (486 - II - 11 6(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	東組 (A) (486 - II - 11 6(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
野川12 - 8 (203 - II - 77 (1))	宇和島市 野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	野川12 - 8 (203 - II - 77 (1))	宇和島市 野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	東組 (B) (486 - II - 11 7(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	東組 (B) (486 - II - 11 7(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
宇和津 13 - 1 (203 - II - 78 (1))	宇和島市 宇和津 一丁目 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	宇和津 13 - 1 (203 - II - 78 (1))	宇和島市 宇和津 一丁目 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	大門 (B) (486 - II - 12 2(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大門 (B) (486 - II - 12 2(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
西組 (A) (486 - I - 23 82(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	西組 (A) (486 - I - 23 82(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	上組 (A) (486 - II - 12 4(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	上組 (A) (486 - II - 12 4(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
上組 (486 - I - 23 84(1))	宇和島市 津島 町上横 ・上組 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	上組 (486 - I - 23 84(1))	宇和島市 津島 町上横 ・上組 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	小祝 (A) (486 - II - 12 5(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小祝 (A) (486 - II - 12 5(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
泥目水 (486 - I - 23 89(1))	宇和島市 津島 町下灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	泥目水 (486 - I - 23 89(1))	宇和島市 津島 町下灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	田之浜 (486 - II - 13 1(1))	宇和島市 津島 町下灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田之浜 (486 - II - 13 1(1))	宇和島市 津島 町下灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
塩定 (A) (486 - I - 23 99(1))	宇和島市 津島 町下灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	塩定 (A) (486 - I - 23 99(1))	宇和島市 津島 町下灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	大門 (C) (486 - II - 15 8(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大門 (C) (486 - II - 15 8(1))	宇和島市 津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
塩定 (B) (486 - I - 24 00(1))	宇和島市 津島 町下灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	塩定 (B) (486 - I - 24 00(1))	宇和島市 津島 町下灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	上横 (I) (486 - II - 16 7(1))	宇和島市 津島 町下畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	上横 (I) (486 - II - 16 7(1))	宇和島市 津島 町下畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
曲島 (A) (486 - I - 24 02(1))	宇和島市 津島 町下灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	曲島 (A) (486 - I - 24 02(1))	宇和島市 津島 町下灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	犬除 (B) (486 - II - 17 8(1))	宇和島市 津島 町御内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	犬除 (B) (486 - II - 17 8(1))	宇和島市 津島 町御内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
曲島 (B) (486 - I - 24 03(1))	宇和島市 津島 町下灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	曲島 (B) (486 - I - 24 03(1))	宇和島市 津島 町下灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	北野川 (203 - 1073)	宇和島市 野川 (次の 図のと おり)	土石流	北野川 (203 - 1073)	宇和島市 野川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
内田 (A) (486 - II - 10 2(1))	宇和島市 津島 町下畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	内田 (A) (486 - II - 10 2(1))	宇和島市 津島 町下畑 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	東野川 (203 - 1075)	宇和島市 野川 (次の 図のと おり)	土石流	東野川 (203 - 1075)	宇和島市 野川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
鴨田 (A) (486 - II - 10 3(1))	宇和島市 津島 町下畑 地・鴨 田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	鴨田 (A) (486 - II - 10 3(1))	宇和島市 津島 町下畑 地・鴨 田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり							

野川 (203 - 1076)	宇和島市野川 (次の図のとおり)	土石流	野川 (203 - 1076)	宇和島市野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	百ノ浦川 (203 - 1235 - 3)	宇和島市百之浦 (次の図のとおり)	土石流	百ノ浦川 (203 - 1235 - 3)	宇和島市百之浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
矢ヶ浜川 (203 - 1198 - 1)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	矢ヶ浜川 (203 - 1198 - 1)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西蛤川 (203 - 1236)	宇和島市蛤 (次の図のとおり)	土石流	西蛤川 (203 - 1236)	宇和島市蛤 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大島川 (203 - 1199)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	大島川 (203 - 1199)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	田之浜川 (486 - 1658)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	田之浜川 (486 - 1658)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宿ノ浦川 (203 - 1201)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	宿ノ浦川 (203 - 1201)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	曾根川 (486 - 1660 a)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	曾根川 (486 - 1660 a)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西宿の浦川 (203 - 1202)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	西宿の浦川 (203 - 1202)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	曾根川 (486 - 1660 b)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	曾根川 (486 - 1660 b)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮市川 (203 - 1203)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	宮市川 (203 - 1203)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	脇川 (486 - 1661)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	脇川 (486 - 1661)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南豊の浦川 (203 - 1204)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	南豊の浦川 (203 - 1204)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東川 (486 - 1662)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	東川 (486 - 1662)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北豊の浦川 (203 - 1205)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	北豊の浦川 (203 - 1205)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	山越川 (486 - 1663)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	山越川 (486 - 1663)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高助川 (203 - 1206)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	高助川 (203 - 1206)	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	南山越川 (486 - 1664)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	南山越川 (486 - 1664)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本九島川 (203 - 1231)	宇和島市本九島 (次の図のとおり)	土石流	本九島川 (203 - 1231)	宇和島市本九島 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	鼠鳴小川 (486 - 1666)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	鼠鳴小川 (486 - 1666)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本九島中川 (203 - 1232)	宇和島市本九島 (次の図のとおり)	土石流	本九島中川 (203 - 1232)	宇和島市本九島 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	針木川 (486 - 1672)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	針木川 (486 - 1672)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東本九島川 (203 - 1233)	宇和島市本九島 (次の図のとおり)	土石流	東本九島川 (203 - 1233)	宇和島市本九島 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	塩定川 (486 - 1674)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	塩定川 (486 - 1674)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西百ノ浦川 (203 - 1234)	宇和島市百之浦 (次の図のとおり)	土石流	西百ノ浦川 (203 - 1234)	宇和島市百之浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	上柿ノ浦川 (486 - 1675)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	上柿ノ浦川 (486 - 1675)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
百ノ浦川 (203 - 1235 - 1)	宇和島市百之浦 (次の図のとおり)	土石流	百ノ浦川 (203 - 1235 - 1)	宇和島市百之浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	下柿ノ浦川 (486 - 1676)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	下柿ノ浦川 (486 - 1676)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
百ノ浦川 (203 - 1235 - 2)	宇和島市百之浦 (次の図のとおり)	土石流	百ノ浦川 (203 - 1235 - 2)	宇和島市百之浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり							

曲島川 (486 - 1677 a)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	曲島川 (486 - 1677 a)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
曲島川 (486 - 1677 b)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	曲島川 (486 - 1677 b)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西曲島川 (486 - 1678)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	西曲島川 (486 - 1678)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下横谷 (486 - 1687)	宇和島市津島町横川 (次の図のとおり)	土石流	下横谷 (486 - 1687)	宇和島市津島町横川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東上横組川 (486 - 1688)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	東上横組川 (486 - 1688)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
元越下組川 (486 - 1689)	宇和島市津島町下畑地・上横下 (次の図のとおり)	土石流	元越下組川 (486 - 1689)	宇和島市津島町下畑地・上横下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北御内川 (486 - 1690)	宇和島市津島町御内 (次の図のとおり)	土石流	北御内川 (486 - 1690)	宇和島市津島町御内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小梅谷川 (486 - 1691)	宇和島市津島町御内 (次の図のとおり)	土石流	小梅谷川 (486 - 1691)	宇和島市津島町御内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中保場川 (486 - 2419)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	中保場川 (486 - 2419)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
保場東組川 (486 - 2424)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	保場東組川 (486 - 2424)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西妙典川 (486 - 2452)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	西妙典川 (486 - 2452)	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西小岩道川 (486 - 2465 a)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	西小岩道川 (486 - 2465 a)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西小岩道川 (486 - 2465 b)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	西小岩道川 (486 - 2465 b)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

北小岩道川 (486 - 2466)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	北小岩道川 (486 - 2466)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
-----------------------	-------------------------	-----	-----------------------	-------------------------	-----	---------

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 107 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
津越	西条市中野(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	津越	西条市中野(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津池	西条市藤之石(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下津池	西条市藤之石(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒代	西条市藤之石(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	黒代	西条市藤之石(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東市倉川	西条市市倉(次の図のとおり)	土石流	東市倉川	西条市市倉(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
市倉川	西条市市倉(次の図のとおり)	土石流	市倉川	西条市市倉(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
千町上川	西条市千町(次の図のとおり)	土石流	千町上川	西条市千町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
千町上川	西条市千町(次の図のとおり)	土石流	千町上川	西条市千町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
千町川	西条市千町(次の図のとおり)	土石流	千町川	西条市千町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
倉谷川	西条市船形(次の図のとおり)	土石流	倉谷川	西条市船形(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西倉谷川	西条市船形(次の図のとおり)	土石流	西倉谷川	西条市船形(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

中寺上川 (206 - 2055)	西条市中寺 (次の図のとおり)	土石流	中寺上川 (206 - 2055)	西条市中寺 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
----------------------	--------------------	-----	----------------------	--------------------	-----	---------

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西条地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 108 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大隆寺北川 (203 - 1071)	宇和島市野川 (次の図のとおり)	土石流
大鳥川 (203 - 1072)	宇和島市野川 (次の図のとおり)	土石流
矢ヶ浜川 (203 - 1198 - 3)	宇和島市蔭淵 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 109 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市倉川上川 (206 - 1118)	西条市市倉 (次の図のとおり)	土石流
中寺下川 (206 - 2054)	西条市中寺 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西条地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 110 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字第地乙550番8から 同字乙549番7まで	平成20年 2月 1日

○愛媛県告示第 111 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	河中平井停車場線	松山市北梅本町甲2977番4から 同町甲2841番2まで	旧	メートル 3.8 - 7.5 4.0 - 10.5	キロメートル 0.250 0.055	
			新	5.0 - 14.0	0.250	

○愛媛県告示第 112 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河中平井停車場線	松山市北梅本町甲2977番 4 から 同町甲2841番 2 まで	平成20年 2月 1日

○愛媛県告示第 113 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	辰巳伊予和気停車場線	松山市太山寺町乙254番20から 同町乙240番 3 まで	平成20年 2月 1日

○愛媛県告示第 114 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	八幡浜市真網代乙73番 1 地先から 同市真網代乙178番 4 まで	旧	メートル 6 2 ~ 46 0	キロメートル 0 428	
			新	11 5 ~ 54 0	0 410	

○愛媛県告示第 115 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町内子3525番地先から 同町五十崎1851番 1 地先まで	旧	メートル 4 3 ~ 86 0 5 4 ~ 86 0	キロメートル 2 186 1 307	
			新	5 4 ~ 71 0	1 287	
"	鳥首五十崎線	喜多郡内子町五十崎1694番 5 地先から 同町五十崎1699番 6 まで	旧	10 0 ~ 60 0	0 182	
			新	19 0 ~ 35 0	0 103	

○愛媛県告示第 116 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町五十崎1698番4地先から 同町五十崎1851番1地先まで	平成20年 2月 1日

○愛媛県告示第 117号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町穂積乙360番27から 同町穂積乙360番32まで	平成20年 2月 1日

○愛媛県告示第 118号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	大洲市松尾707番 7 から 同市松尾931番11まで	旧	メートル 4.2～15.4	キロメートル 0.393	
			新	13.0～88.4	0.280	

○愛媛県告示第 119号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	網代島越線	南宇和郡愛南町家串 3 番 3 から 同町家串10番 2 まで	旧	メートル 7.0～36.5	キロメートル 0.062	
			新	7.4～46.0	0.062	
"	"	南宇和郡愛南町家串11番地先から 同町家串31番 3 地先まで	旧	5.0～ 9.4	0.085	
			新	6.0～20.8	0.085	

○愛媛県告示第 120号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町家串3番3から 同町家串10番2まで	平成20年2月1日
"	"	南宇和郡愛南町家串11番地先から 同町家串31番3地先まで	"

○愛媛県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成20年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町下久家922番地先から 同町下久家909番2まで	旧	メートル 9.0~28.0	キロメートル 0.215	
			新	13.0~59.0	0.215	

○愛媛県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成20年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町下久家922番地先から 同町下久家909番2まで	平成20年2月1日

○愛媛県告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、長浜都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供

する。
 平成20年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成20年2月1日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年1月21日	特定非営利活動法人 にこにこ日土	宇都宮 敏夫	八幡浜市日土町2番耕地39番地6	この法人は、不特定多数の人々に対して、生活交通サービスを維持し生活力を高め、安全・安心して暮らせる豊かな地域づくりに関する事業を行い、住民の利便性の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第1号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 2月 1日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表1（第2条関係） 本部長の専決事項		別表1（第2条関係） 本部長の専決事項	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	
道路交通法（昭和35年法律第105号）	1～4 省略 <u>5 第49条第3項の規定によるパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務等の委託</u> 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 省略 23 省略 24 省略 25 省略 26 省略 27 省略 28 省略 29 省略	1～4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 省略 23 省略 24 省略 25 省略 26 省略 27 省略 28 省略	
省略		省略	
別表2（第3条関係） 部課長の専決事項		別表2（第3条関係） 部課長の専決事項	
1 省略		1 省略	
2 課長専決事項		2 課長専決事項	
(1)～(9) 省略		(1)～(9) 省略	
(10) 運転免許管理課長		(10) 運転免許管理課長	

法令	専決事項
道路交通法	1～48 省略 49 第108条の6第1項の規定による取消処分者講習の業務に関する規程の認可
省略	

(11)・(12) 省略

法令	専決事項
道路交通法	1～48 省略
省略	

(11)・(12) 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成20年 2月 1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームあさひ苑	宇和島市三浦西4979

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 2月 1日

愛媛県立中央病院長

上 田 暢 男

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処分業務の委託
- (2) 委託業務名及び予定数量
感染性廃棄物処分業務：約 4,300,000リットル
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間
平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

- (2) 入札書の受領期限
平成20年 3月17日（月）午後 1時30分
- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成20年 2月 1日（金）から 3月 7日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
平成20年 3月17日（月）午後 1時30分
愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital, approximately 4,300,000 liters

(2) Time limit of tender: 11:30 a.m., 17 March 2008

(3) For further information, please contact: Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年2月1日

愛媛県立中央病院長

上 田 暢 男

1 入札に付する事項

(1) 件名

清掃業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県立中央病院清掃業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

(4) 委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県立中央病院及び愛媛県立中央病院東洋医学研究所並びに愛媛県立中央病院研修棟

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

平成20年3月28日(金)午後2時00分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成20年2月1日(金)から3月14日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成20年3月28日(金)午後2時00分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によ

ることとされる愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning Services for Ehime Prefectural Central Hospital , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 28 March 2008
- (3) For further information , please contact: Accounting Section , General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 2月 1日

愛媛県立中央病院長

上 田 暢 男

1 入札に付する事項

- (1) 件名
重油の購入
- (2) 購入物品名及び予定数量
重油 (J I S K 2205 1種 2号)
第 1 回 : 約 654 ,000リットル
第 2 回 : 約 737 ,000リットル
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書による。
- (4) 納入期間
第 1 回目 : 平成20年 4月 1日から平成20年 9月30日まで
第 2 回目 : 平成20年10月 1日から平成21年 3月31日まで
- (5) 納入場所
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油燃料類」について、第 1 回目の入札にあっては平成19年度の、第 2 回目の入札にあっては平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

- (2) 入札書の受領期限

第 1 回目 : 平成20年 3月28日 (金) 午後 1 時30分

第 2 回目 : 平成20年 9月26日 (金) 午後 1 時30分

- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

第 1 回目 : 平成20年 2月 1日 (金) から 3月14日 (金) までの執務時間中 (月曜日から金曜日まで (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時15分までをいう。以下同じ。)

第 2 回目 : 平成20年 2月 1日 (金) から 9月12日 (金) までの執務時間中

イ 交付方法

(1) に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

第 1 回目 : 平成20年 3月28日 (金) 午後 1 時30分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1 階 会議室

第 2 回目 : 平成20年 9月26日 (金) 午後 1 時30分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1 階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程 (昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9 号) 第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第 135 条から第 137 条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Heavy Oil (JIS K2205 class 1 No .2)
1 st contract: approximately 654 ,000 liters
2 nd contract: approximately 737 ,000 liters
- (2) Time limit of tender:
1 st: 1:30 p .m . , 28 March 2008
2 nd: 1:30 p .m . , 26 September 2008
- (3) For further information ,please contact: Accounting Section ,
General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural
Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime
790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第71号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成19年12月18日に次のとおり指示した。

なお、同日に愛媛海区漁業調整委員会指示第19号は、廃止した。

平成20年2月1日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

瀬戸内海（漁業法第110条第2項に規定する瀬戸内海をいう。）のうち愛媛県海域においては、「ふぐ浮き延なわ漁業」は、営んではならない。